## 日本地学教育学会広報委員会規程

平成27年 1月31日 (常務委員会決定)

(設置)

第1条 会則第9条に基づき、本会に日本地学教育学会広報委員会(以下「本委員会」という)を 置く。

(目的)

第2条 本委員会は、本会のホームページやインターネットを利用した学会員への情報の提供、学 術成果の社会への公開と還元、国内外の関連学会の情報提供交換等に関する活動を実施すること を目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

(委員)

- 第4条 委員長は常務委員会の議を経て、会長が委嘱する。
  - 2. 委員は正会員の中から、常務委員会の推薦と委員長の推薦により、常務委員会の議を経て、 会長が委嘱する。
  - 3. 委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

- 第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。
  - 2. 本委員会の審議事項は、常務委員会に報告し、承認を得なければならない。
  - 3. 委員会開催の都度、委員長は議事録を作成し、これを保存する。
  - 4. 委員会には、委員長が必要と認める時、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(業務)

- 第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。
  - 1) 学会のホームページの作成、管理及び運用。
  - 2) インターネットによる本会の情報サービス。
  - 3) 広報記事の作成。
  - 4) その他必要な業務。

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、常務委員会に諮り、総会 で承認を得なければならない。

(報告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を常務委員会に提出し、次期委員会 へ引き継がなければならない。

(改廃)

- 第9条 この規定の改廃は、常務委員会の承認を得なければならない。
- 附則 この規定は、平成27年 2月23日より施行する。